

鳥取県政アドバイザースタッフ設置要綱

(設置目的)

第1条 県政の発展を図るため、政策課題に関する具体的な取り組みについて、専門的で高度な知識、情報及び社会経済に関する幅広い見識に基づく助言を得ることを目的とし、鳥取県政アドバイザースタッフを設置する。

(任命)

第2条 知事は、鳥取県政アドバイザースタッフ（以下「アドバイザースタッフ」という。）の設置目的及び業務に照らして適当と認められる有識者をアドバイザースタッフに任命する。

2 知事は、アドバイザースタッフのうち、著しく重要な政策課題に関する助言等を行う者について、別に職名を定めることができる。

(アドバイザースタッフの業務)

第3条 県政の政策課題の解決に向けた相談を受け、その内容に応じて必要な助言を行う。また、相談内容に応じて、アドバイザースタッフの持つ人的ネットワークを活用し、適当と思われる団体・人物等を紹介するとともに、必要と思われる調査・検討を鳥取県とともに実施する。

(アドバイザースタッフの義務)

第4条 アドバイザースタッフは、日頃から鳥取県に関する情報に関心を持つとともに、公平・公正な立場で意見や情報の提供等を行わなければならない。

2 アドバイザースタッフは、その業務を通じて得た秘密を漏らしてはならず、その職を解かれた後も同様とする。

(任期)

第5条 アドバイザースタッフの任期は、以下のとおりとする。

- (1) 2年間とする。ただし、年度の中途から任命する場合は、その翌年度の末日までとする。
- (2) その他必要に応じ、別途期間を設定して任命する。

(解職)

第6条 知事は、アドバイザースタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) アドバイザースタッフから辞職の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) アドバイザースタッフとしてふさわしくない行為があると認められたとき。

(報酬等)

第7条 知事は、アドバイザースタッフに対し、別に定める報酬を支払うものとする。また、業務の遂行に伴う費用弁償は、本県の規定に基づき別途支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザースタッフの設置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月19日から施行する。